

※※※

平成 27 年 第 4 回 東浦町議会定例会議案

平成 27 年 12 月 4 日 提出

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

同意第4号 人権擁護委員の推薦について ······	1
同意第5号 人権擁護委員の推薦について ······	2
報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解について ······	3
議案第50号 東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について ···	5
議案第51号 東浦町消防団員等公務災害補償条例及び東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について ·····	6
議案第52号 東浦町手数料条例の一部改正について ······	31
議案第53号 東浦町税条例の一部改正について ······	33
議案第54号 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について ······	53
議案第55号 東浦町自転車等駐車場条例の一部改正について ······	55
議案第56号 平成27年度東浦町一般会計補正予算（第4号） ······	別添
議案第57号 平成27年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ···	別添
議案第58号 平成27年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号） ·····	別添
議案第59号 平成27年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ···	別添
議案第60号 平成27年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第2号） ·····	別添
議案第61号 平成27年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号） ······	別添
議案第62号 指定管理者の指定について（東浦町福祉センター） ······	56
議案第63号 町道路線の認定について ······	57
議案第64号 町道路線の廃止について ······	58

同意第4号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成27年12月4日提出

東浦町長 神谷明彦

小林久枝

提案理由

人権擁護委員小林久枝が、平成28年3月31日任期満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第5号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成27年12月4日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

小 杉 啓 子

提案理由

人権擁護委員小杉啓子が、平成28年3月31日任期満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

報告第12号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月4日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月12日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成27年10月19日（月）午前11時10分頃、明徳寺川沿いの堤防を公園等維持管理作業員が自動乗用型草刈機により草刈を行っていた。その際、石浜字中央にあるアパートの駐車場に駐車してあった相手方の車両に草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両の運転席右側の窓ガラスを破損させた。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

35,640円

	甲(東浦町)	乙(*****)
損害額	0円	35,640円
過失割合	100%	0%
賠償額	35,640円	0円

4 和解の内容

甲は乙に対して、35,640円を支払うこととする。

議案第 50 号

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第 3 条 町の機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であつて自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項ただし書の規定は、法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の日から施行する。

提案理由

個人情報を効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用するため提案するものである。

議案第 51 号

東浦町消防団員等公務災害補償条例及び東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例及び東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町消防団員等公務災害補償条例及び東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 1 条 東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第 6 条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかるわらず、この条例の規定（第 19 条の 2 を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる<u>当該法律による年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。</p>	<p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第 6 条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかるわらず、この条例の規定（第 19 条の 2 を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。</p>

<u>1 傷病補償年金</u> <u>(第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの</u> <u>を除く。)</u>	<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</u>	0.73	<u>傷病補償年金</u>	<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）</u>	0.73
<u>2 傷病補償年金</u> <u>(第18条の2</u>	<u>障害厚生年金等及び</u> <u>障害基礎年金</u>	0.82 <u>(第1級又は第2級の傷病等級に該当す</u>			

<u>に規定する公務上の災害に関するものに限る。)</u>	<u>る障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)</u>			
<u>3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に関するものを除く。）</u>	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	0.73	<u>障害補償年金</u>	<u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金</u>
<u>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公</u>	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	0.82 <u>（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補</u>		

<u>務上 の災 害に 係る もの に限 る。)</u>	<u>償年金 にあつ ては、 0.81)</u>			
<u>5 遺 族補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの を除 く。)</u>	<u>厚生年金保険法によ る遺族厚生年金又は 平成24年一元化法 附則第41条第1項 の規定による遺族共 済年金若しくは平成 24年一元化法附則 第65条第1項の規 定による遺族共済年 金(以下この表及び 次項の表において 「遺族厚生年金等」 という。)及び国民年 金法による遺族基礎 年金(国民年金法等 の一部を改正する法 律(昭和60年法律第 34号。以下「国民年 金等改正法」とい う。)附則第28条第 1項の規定による遺 族基礎年金を除く。 以下この表及び次項 の表において「遺族 基礎年金」という。)</u>	0.80	<u>遺族補 償年金</u>	<u>厚生年金保険法の規 定による遺族厚生年 金及び国民年金法の 規定による遺族基礎 年金(国民年金法等 の一部を改正する法 律(昭和60年法律第 34号。以下「国民年 金等改正法」とい う。)附則第28条第 1項の規定により支 給する遺族基礎年金 を除く。以下同じ。)</u> 0.80
<u>6 遺 族補 償年 金 (第</u>	<u>遺族厚生年金等及び 遺族基礎年金</u>	0.87		

<u>18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの に限 る。)</u>					
2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該年金たる損害補償</u> の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から <u>当該年金たる損害補償</u> の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。					
1 傷 病 補	1 障害厚生年金等	0.86	傷病補 償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年	0.86

<u>償年金</u> <u>(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>2 障害基礎年金</u> <u>(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による</u>	<u>0.88</u>	<u>金</u> <u>国民年金法の規定による障害基礎年金</u> <u>(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.88</u>
---	---	-------------	--	-------------

	<u>障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</u>			
<u>2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u>	<p><u>1 障害厚生年金等</u> <u>0.91</u> <u>(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)</u></p> <p><u>2 障害基礎年金</u> <u>0.92</u> <u>(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u> <u>0.91)</u></p>			
<u>3 障害補償年金(第18条の2</u>	<p><u>1 障害厚生年金等</u> <u>0.83</u></p> <p><u>2 障害基礎年金</u> <u>0.88</u> <u>(当該損害補償の事由となった障害について平成24</u></p>	<u>障害補償年金</u>	<u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</u>	<u>0.83</u>
			<u>国民年金法の規定による障害基礎年金</u> <u>(当該損害補償の事由となった障害によ</u>	<u>0.88</u>

<u>に規定する公務上の災害に関するものを除く。)</u>	<u>年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u>		<u>り国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u>	
<u>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に関するものに限る。）</u>	<p><u>1 障害厚生年金等</u> <u>（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.88）</u></p> <p><u>2 障害基礎年金</u> <u>（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u></p>			

<u>5 遺族補償年金</u> <u>(第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの</u> を除く。)	<u>1 遺族厚生年金等</u>	0.84	<u>遺族補償年金</u>	<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金</u>	0.84
	<u>2 遺族基礎年金</u> <u>(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金</u>	0.88		<u>国民年金法の規定による遺族基礎年金</u> <u>(当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)</u> <u>又は国民年金法の規定による寡婦年金</u>	0.88
<u>6 遺族補償年金</u> <u>(第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの</u> を除く。)	<u>1 遺族厚生年金等</u>	0.89			
	<u>2 遺族基礎年金</u> <u>(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による</u>	0.92			

<p><u>に規定する公務上の災害に関するものに限る。)</u></p>	<p><u>遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金</u></p>				

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）

る。

<u>1 傷病補償年金</u> <u>(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）</u>	0.75	<u>傷病補償年金</u>	<u>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）</u>	0.75
	<u>2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</u>	0.75		<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）</u>	0.75
	<u>3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）</u>	0.89		<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）</u>	0.89
<u>2 傷病補償年金</u> <u>(第18条の2</u>	<u>1 旧船員保険法による障害年金</u>	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係			

に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		る傷病 補償年 金にあ つて は、 0.82)		
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病 補償年 金にあ つて は、 0.82)		
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補 償年金にあつては、 0.92)		
3 障害補償年金	1 旧船員保険法による障害年金 2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74 0.74	障害補 償年金	旧船員保険法の規定による障害年金 旧厚生年金保険法の規定による障害年金
				0.74 0.74

<p>(第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの を除 く。)</p>	<p><u>3 旧国民年金法に による障害年金</u></p>	0.89	<p><u>旧国民年金法の規定 による障害年金</u></p>	0.89
<p>4 障 害補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの に限 る。)</p>	<p><u>1 旧船員保険法に による障害年金</u></p>	0.83 (第1 級の障 害等級 に該當 する障 害に係 る障害 補償年 金にあ っては 0.81、 第2級 の障害 等級に 該當す る障害 に係る 障害補 償年金 にあつ ては 0.82)		
	<p><u>2 旧厚生年金保険</u></p>	0.83		

	<u>法による障害年金</u>	(第1 級の障 害等級 に該當 する障 害に係 る障害 補償年 金にあ つては 0.81、 第2級 の障害 等級に 該當す る障害 に係る 障害補 償年金 にあつ ては 0.82)			
	<u>3 旧国民年金法に よる障害年金</u>	0.93 (第1 級又は 第2級 の障害 等級に 該當す る障害 に係る 障害補 償年金 にあつ ては、 0.92)			
5 遺	1 国民年金等改正	0.80	遺族補	国民年金等改正法附	0.80

族補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの を除 く。)	法附則第 87 条第 1項に規定する年 金たる保険給付の うち遺族年金		償年金 則第 87 条第 1 項に 規定する年金たる給 付に該当する遺族年 金	
	2 国民年金等改正 法附則第 78 条第 1項に規定する年 金たる保険給付の うち遺族年金	0.80		国民年金等改正法附 則第 78 条第 1 項に 規定する年金たる給 付に該当する遺族年 金
	3 国民年金等改正 法附則第 32 条第 1項に規定する年 金たる給付のうち 母子年金、準母子 年金、遺児年金又 は寡婦年金	0.90		国民年金等改正法附 則第 32 条第 1 項に 規定する年金たる給 付に該当する母子年 金、準母子年金、遺 児年金又は寡婦年金
	6 遺 族補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの に限 る。)	1 国民年金等改正 法附則第 87 条第 1項に規定する年 金たる保険給付の うち遺族年金	0.87	
2 国民年金等改正 法附則第 78 条第 1項に規定する年 金たる保険給付の うち遺族年金				0.87
3 国民年金等改正 法附則第 32 条第 1項に規定する年 金たる給付のうち 母子年金、準母子 年金、遺児年金又 は寡婦年金				0.93
4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付				
4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支				

の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) 及び (2) 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の

給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) 及び (2) 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の

規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法による障害年金	略
旧厚生年金保険法による障害年金	略
旧国民年金法による障害年金	略

7 略

規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、この条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	略
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	略
旧国民年金法の規定による障害年金	略

7 略

(東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年東浦町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死</p>	<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死</p>

亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額) とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。

<u>傷病補償年金</u>	<u>厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u>	0.73
<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となつ</u>	<u>0.86</u>	

亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額) とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。

<u>傷病補償年金</u>	<u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）</u>	0.75
	<u>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</u>	0.75
	<u>国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</u>	0.89
	<u>厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による障害厚生年金（以下単</u>	0.73

	<u>た障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</u>		<u>に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)</u>	
	<u>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</u>	0.88	<u>障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</u>	0.86
	<u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</u>	0.75	<u>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</u>	0.88
	<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に</u>	0.75		

	<u>規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</u>			
	<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</u>	0.89		
<u>障害補償年金</u>	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	0.73	<u>障害補償年金</u>	<u>旧船員保険法の障害年金</u>
	<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	0.83		<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88		<u>旧国民年金法の障害年金</u>
	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	0.74		<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>
	<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0.74		<u>障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>
	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	0.89		<u>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>

遺族補償年金	<u>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</u>	0.80	遺族補償年金	<u>国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	0.80
				<u>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	0.80
				<u>国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	0.90
	<u>遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	0.84		<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</u>	0.80
	<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88		<u>遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	0.84
				<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公</u>	0.88

<u>く。)又は国民年金法による寡婦年金</u>	0.80	<u>務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は寡婦年金</u>
<u>国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>	0.80	
<u>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>	0.90	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、この条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	0.73
<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	0.86

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、この条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

<u>旧船員保険法の障害年金</u>	0.75
<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	0.75
<u>旧国民年金法の障害年金</u>	0.89
<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	0.73
<u>障害厚生年金（当該補償の事</u>	0.86

<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88	<u>由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	
<u>旧船員保険法による障害年金</u>	0.75	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88
<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0.75		
<u>旧国民年金法による障害年金</u>	0.89		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
(東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る経過措置)
- 2 この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防団員条例」という。）附則第6条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧消防団員条例」という。）附則第6条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新消防団員条例の適用を受ける者に支給された旧消防団員条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新消防団員条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。
(東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に係る経過措置)
- 4 この条例による改正後の東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新議会の議員条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 5 この条例による改正前の東浦町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧議会の議員条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適

用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新議会の議員条例の適用を受ける者に支給された旧議会の議員条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新議会の議員条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

- 6 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 82 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 89 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 87 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成 24 年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員共済組合法第 21 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合（平成 24 年一元化法附則第 56 条第 2 項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新議会の議員条例附則第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。

提案理由

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するも

のである。

議案第 52 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1 (第 3 条関係)						別表第 1 (第 3 条関係)					
手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から 住民票に記載した事項に関する証明書 の交付手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から 住民票に記載した事項に関する証明書 の交付手数料の項まで 略					
個人 番号 の通 知力 ード の再 交付 手数 料		1 枚 につ き	500 円	申請 のと き		住民 基本 台帳 カー ドの 交付 手数 料		1 枚 につ き	500 円	交付 のと き	
個人 番号 カー ドの 再交 付手 数料		1 枚 につ き	800 円	申請 又は 交付 のと き		個人 番号 の通 知力 ード の再 交付 手数 料		1 枚 につ き	500 円	申請 のと き	
戸籍に関する届書その他の書類の閲覧						戸籍に関する届書その他の書類の閲覧					

手数料の項から優良住宅新築認定申請
手数料の項まで 略

手数料の項から優良住宅新築認定申請
手数料の項まで 略

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

個人番号カードの再交付手数料を定める等のため提案するものである。